



議案第八号

上西谷地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年一月三十日

三朝町長 松村喬成

昭和六拾年正月拾日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 事業の名称及び工事名 ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）
上西谷地区ほ場整備工事
- 二 施行場所 三朝町大字上西谷地内
- 三 工事の概要 ほ場整備 五・六ヘクタール
- 四 事業費 五七、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和六十年から二箇年間